

## ○高齢者利用施設の循環型浴槽等に係るレジオネラ症防止対策要綱について

平成 29 年 1 月 4 日より、「高齢者利用施設の循環型浴槽等に係るレジオネラ症防止対策要綱」が施行されました。そこで、本要綱の概要について、以下に簡単に解説をしておりますので、ご確認ください。

### (1) 目的

第 1 条 この要綱は、高齢者利用施設の循環型浴槽等を原因とするレジオネラ症の発症を防止するための衛生管理に関する基準等について定めるものとする。

《解説》

- ・浴場等を運営するには公衆浴場法による営業許可が必要ですが、社会福祉施設等に設置された浴場については法の適用外となります。
- ・以前は、衛生管理の指針として「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針（東京都福祉保健局、以下「指針」という。）」を参考としてまいりましたが、区ではさらなる衛生管理の向上を推進していくため、本要綱を制定しました。

### ◇レジオネラ属菌とは・・・◇

レジオネラ属菌は、土壌や河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌で、一般に 36℃前後の温度が最も増殖に適しています。また、繁殖するためにアメーバなどの原生動物に寄生し、他の細菌や藻類などから必要な栄養分を吸収しています。

一方、レジオネラ属菌は、一般的に、湯の温度を 55℃以上にするか、塩素系薬剤に一定時間接触させることで死滅させることができるといわれています。

### ◇レジオネラ症とは・・・◇

レジオネラ症はレジオネラ属菌が感染することによって起こる感染症で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の四類感染症に指定されています。その症状によって「レジオネラ肺炎」と「ポンティアック熱」の 2 種類があります。原因施設としては、浴槽水を循環させて利用する浴槽（以下、「循環型浴槽」という。）を設置している施設が多く、患者は高齢の男性に多いことが特徴です。乳幼児や高齢者など抵抗力の弱い人が感染しやすく、人から人へ感染することはありません。

## (2) 対象施設

### 第2条

(1) 高齢者利用施設 次に掲げる施設（区内に存するものに限る。）をいう。

- ア 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター
- イ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- ウ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- エ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- オ 介護保険法第7条第28項に規定する介護老人保健施設
- カ アからオまでに掲げるもののほか、老人福祉法、介護保険法その他の法令に基づき設置される施設であって専ら高齢者が利用するもの

#### 《解説》

- ・本要綱の対象施設は、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他のいわゆる社会福祉施設のうち専ら高齢者が利用する施設となります。本要綱ではこれらを「高齢者利用施設」といいます。
- ・サービス付高齢者専用住宅は公衆浴場法の営業許可が必要です。

(3) 対象浴槽等

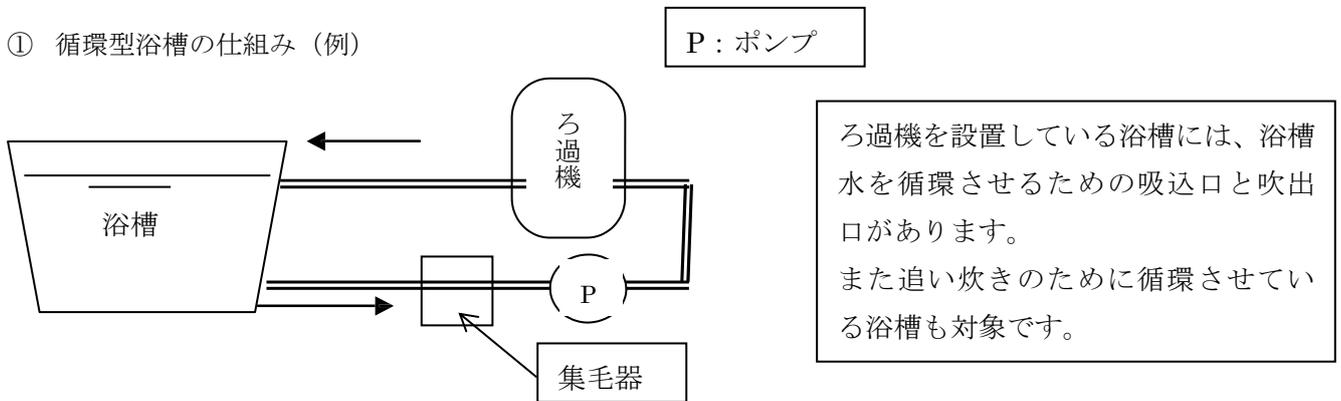
第2条

- (2) 循環型浴槽等 循環型浴槽、循環型機械浴槽又は循環給湯シャワーをいう。
- (3) 循環型浴槽 複数人が入浴することができる浴槽であって、浴槽水を循環させて使用するものをいう。
- (4) 循環型機械浴槽 ストレッチャー又は車椅子ごと入浴することができる浴槽であって、浴槽水を循環させて使用するものをいう。
- (5) 循環給湯シャワー 貯湯槽及びポンプを用いて常時循環させる湯を使用するシャワーをいう。

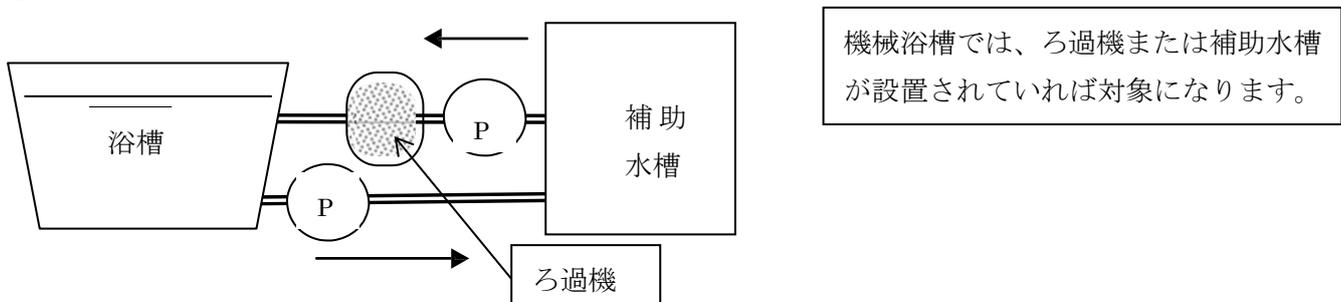
《解説》

- ・対象施設であっても、対象浴槽等を設置していないならば、本要綱は適用されません。
- ・対象浴槽等は、「浴槽水を循環させて利用する浴槽」と「循環給湯水をシャワー水として利用しているもの」になります。

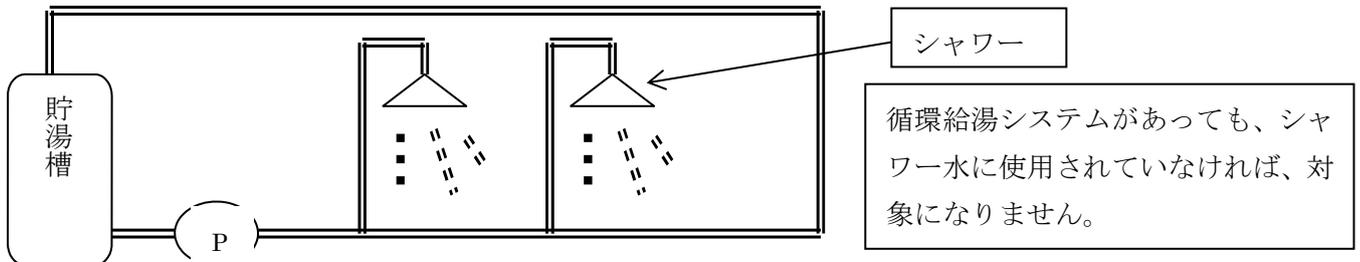
① 循環型浴槽の仕組み (例)



② 循環型機械浴槽の仕組み (例)



③ 循環給湯シャワーの仕組み



#### (4) 届出

第3条 世田谷保健所長は、高齢者利用施設に循環型浴槽等を設置した者に、循環型浴槽等設置届を提出させるものとする。

2 保健所長は、循環型浴槽等設置届に記載した事項に変更が生じたときは、変更届を提出させるものとする。

3 保健所長は、高齢者利用施設の営業者が循環型浴槽等を完全に撤去したときは、廃止届を提出させるものとする。

## (5) 衛生管理基準

第4条 保健所長は、高齢者利用施設の営業者に、次に定めるところにより、循環型浴槽等の衛生管理を行わせるものとする。

- (1) 浴槽水は、1日につき1回以上換水すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間につき1回以上換水すること。
- (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、浴槽に気泡発生装置等のエアロゾルが発生するおそれのあるものを使用している場合は、当該浴槽の浴槽水を1日につき1回以上換水すること。
- (3) ろ過器は、1週間につき1回以上逆洗浄を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
- (4) 循環配管は、1週間につき1回以上内部の消毒を行うこと。
- (5) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。
- (7) 浴槽水のレジオネラ属菌に係る水質検査は、浴槽ごとに1年につき1回以上行うこととし、1日につき1回以上換水しない浴槽水にあっては、当該水質検査を1年につき2回以上行うよう努めること。
- (8) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。
- (9) 貯湯槽は、1年につき1回以上内部の清掃及び消毒を行うこと。
- (10) 循環給湯シャワーの循環給湯水については、末端の給湯栓において摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、末端の給湯栓において、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上になるように保つこと。

### 《解説》

- ・(1)～(7)は「循環型浴槽」「循環型機械浴槽」に関する基準です。これらの浴槽に使用されている水を「浴槽水」といいます。
- ・(8)、(9)は浴槽の種類に係らず、貯湯槽がある場合の基準です。
- ・(10)は「循環給湯シャワー」に関する基準です。これに使用されている水を「循環給湯水」といいます。

## (6) 報告

第5条 保健所長は、1年に1回、高齢者利用施設の営業者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を書面により報告させるものとする。

2 保健所長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は速やかに高齢者利用施設の営業者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を報告させるものとする。

(1) 高齢者利用施設の営業者による衛生管理が前条各号に定める基準に適合しないとき。

(2) 前条第7号の水質検査においてレジオネラ属菌が検出されたとき。

(3) 高齢者利用施設においてレジオネラ症の疑いのある患者が発生したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者利用施設の営業者による衛生管理に支障が生じたとき。

3 保健所長は、次の各号に掲げる場合は、高齢者利用施設の営業者に当該各号に定める事項を実施させるものとする。

(1) 前項第2号に掲げる場合 衛生上の措置を速やかに講じるとともに、再度、前条第7号の水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

(2) 前項第3号に掲げる場合 発生源と思われる循環型浴槽等の使用を直ちに中止し、現状を維持すること。

### 《解説》

- ・保健所では、毎年2月に、前年12月分の自主管理点検票の提出をお願いしております。
- ・各施設が行った浴槽水等の水質検査によりレジオネラ属菌が検出されたときなど、衛生管理のことで困りごとがあるときは、保健所までご相談ください。
- ・レジオネラ症患者の発生が疑われるときは、保健所まで報告してください。

## (7) 遵守事項

第6条 保健所長は、高齢者利用施設の営業者に次の事項を遵守させるものとする。

(1) 高齢者利用施設の従業者等に対し、第4条各号に掲げる事項を周知すること。

(2) 高齢者利用施設の従業者の中から、循環型浴槽等の衛生管理に係る管理者を定めること。

(3) 前号の管理者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を書面に記録させ、当該書面を定期的に高齢者利用施設の営業者に対し提示させること。

(4) 前号の書面その他の循環型浴槽等の衛生管理に関する帳簿書類を3年間保存すること。

### 《解説》

- ・循環型浴槽等の衛生管理の責任者である「管理者」を1名選任していただきます。管理者は世田谷保健所の台帳に登録されます。
- ・循環型浴槽等の日常の衛生管理に関する書類は、3年間保存をお願いします。

## (8) 保健所による立入調査

第7条 保健所長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、高齢者利用施設に対し立入調査を実施する。

- (1) 循環型浴槽等設置届の提出があった場合
- (2) 第5条各号に掲げる場合において高齢者利用施設の事業者による報告があったとき
- (3) 感染症法第12条第1項の規定による医師の届出に係るレジオネラ症の患者が高齢者利用施設の利用者であることが判明した場合

2 保健所長は、次の各号に掲げる場合において前項の立入調査を行ったときは、当該各号に定める規定の例により、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 前項第2号イに掲げる場合 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱の規定
- (2) 前項第2号ウ又は第3号に掲げる場合 レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアルの規定

### 《解説》

- ・保健所担当職員は、各施設から、施設が実施した水質検査によりレジオネラ属菌が検出されたなどの衛生管理の困りごとについて相談を受けたときや、レジオネラ症が疑われる患者が発生したと報告を受けたときは、施設に立入調査を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ・レジオネラ属菌が検出されたと相談があった場合には、「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱」に基づき対応いたします。
- ・レジオネラ症が疑われる患者が発生したと報告を受けた場合には、「レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアル」に基づき対応いたします。

### (9) 水質検査

第8条 保健所長は、必要に応じ、高齢者利用施設の循環型浴槽等に係る水質検査を行うものとする。

2 前項の水質検査は、世田谷区公衆浴場法施行細則第10条第1項に定める水質基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

3 保健所長は、第1項の水質検査においてレジオネラ属菌が検出されたときは、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱の規定の例により必要な措置を講じるものとする。

#### 《解説》

- ・世田谷保健所では、定期的に高齢者利用施設に対して水質検査を実施しています。
- ・水質検査項目とその基準値は、世田谷区公衆浴場法施行条例に定めるもの（濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌）と同様とし、それに基づき判定を行います。
- ・また採水時に水温と残留塩素濃度を測定し、本要綱の衛生管理基準に基づき判定を行います。
- ・保健所が実施した水質検査により不適合の項目があった場合には、改善のための指導・助言をさせていただきます。またレジオネラ属菌が検出された場合は、「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱」に基づき、検出された菌数に応じた措置を講じます。

※レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアルはHPで公開されていませんが、郵送等で送付可能です。

※ご質問等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

#### ◇お問い合わせ◇

世田谷保健所 生活保健課 環境衛生施設係  
03-5432-2904（直通）